

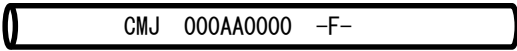
CMJ 関連 Q&A (2017 年度版)

CMJ 事務局

	Q	A
1	CMJ とは？ 英文名称 “Certification Management Council for Electrical and Electronic Components and Materials of Japan”	CMJ とは「電気用品部品・材料認証協議会」の英文名称の略称です。CMJ 登録制度の円滑な運営、普及促進等を図るため、1990（平成 2）年 4 月に製造事業者団体、登録機関（JET、JQA）等 15 団体で構成される協議体として発足しました。現在、運営企画委員会の下に材料部会、F マーク部会、サーモスタット部会及び電子部品 WG を設置して、部品・材料毎の登録制度の運営、啓発等を行っております。
2	CMJ 登録制度とは？ CMJ Registration System	電気製品の試験・認証を経済的・効率的に行うために、CMJ 登録機関が製品に使用される部品・材料を事前に評価（試験及び工場調査）し、登録して、製品試験時にその結果を活用できる制度で、電気用品安全法の補完的役割も担っております。
3	CMJ 登録機関とは？ CMJ Registration Body	CMJ 登録制度を運営する機関のことをいい、現在は JET と JQA の 2 機関で運営しております。
4	CMJ 登録品とは？ CMJ Registered Components and Materials (参考)電気用品安全法 Electrical Appliance and Material Safety Law (略称：Den-an Law)	現在 CMJ 登録制度を実施している部品・材料は次のとおりです。 (1)部品（7 種類）： ①サーモスタット ②機器用被覆電線の燃焼試験及び耐電圧試験（F マークと K マーク） ③雑音防止用コンデンサ ④電動機進相用コンデンサ ⑤機器用スイッチ ⑥電流ヒューズ ⑦耐トラッキング差込みプラグ (2)材料（8 種類）： ①絶縁物の使用温度の上限値の確認試験 ②熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー試験 ③0.1mm ビカット軟化温度試験 ④外かく用合成樹脂材料の水平燃焼試験 ⑤印刷用積層板の垂直燃焼試験 ⑥合成樹脂の垂直燃焼試験 ⑦グローワイヤ試験 ⑧電源プラグ向け材料の耐トラッキング性（CTI）（2013 年度より開始） 今後とも電気用品安全法関連法令改正動向を踏まえて CMJ 登録制度のあり方を検討することにしております。
5	CMJ マークとは？ CMJ Mark	CMJ 登録制度で登録された部品・材料には次の CMJ マークを表示することができます。  なお、機器用被覆電線には難燃性 F マーク（－ F －）と耐電圧 K マーク（－ K －）があります。
6	CMJ 登録品と電気用品安全法（技術基準）との関連性はどうなっているのか？	電気用品の技術上の基準を定める省令（技術基準）の解釈の解説に次のように記載されております。 （一例として別表第八 1(2)ユ(ロ)より抜粋） 「・・・に規定される試験方法による外郭用合成樹脂材料の水平燃焼を客観的に確認したものは、「本解釈に適合する」ものとみなす。」 CMJ 登録品は客観的に確認したものとして活用することができます。

	Q	A
7	CMJ 活用のメリットとは？ Advantages of Adopting CMJ Registered Components and Materials	<p><セットメーカーにとってのメリット> 電気製品の試験・認証の際に、①部品・材料の提出が不要、②試験期間の短縮、③試験費用の軽減、④提出技術資料の軽減 等の恩恵を受けることができます。</p> <p><部品・材料メーカーにとってのメリット> CMJ 登録された部品・材料を使用した電気製品が認証等を取得する際に、部品・材料試験が活用され、試験期間の短縮、費用の軽減等の合理化を図ることができることから、ユーザーであるセットメーカーの部品・材料の選択時の優位性が図られることとなります。</p>
8	CMJ 登録制度のフローは？	<p>CMJ 登録制度のフローは、次のとおりです。</p> <pre> graph TD A[登録申込] --> B[試験] A --> C[初回工場調査] B --> D[認証・登録] C --> D D -- "データ活用・マーク表示可" --> E["フォローアップ 年1回 (定期工場調査)"] </pre> <p>部品・材料メーカーからの申込</p> <p>部品・材料の試験 初回工場調査の実施</p> <p>適合した場合、登録して公表 データ活用開始</p> <p>年1回のフォローアップを実施 (工場の調査、抜き取り試験)</p>
9	CMJ 登録品は公表しているのか？	CMJ 登録制度に登録された部品・材料は登録機関からリストとして公表されています。JET と JQA の HP から確認することができます。
10	CMJ 活用のメリットを受けられるのは CMJ 登録機関のみか？ 他の S マーク認証機関ではどうか？	CMJ 活用のメリットを受けられるのは CMJ 登録機関 (JET、JQA) のみではなく、電気用品安全法の国内登録検査機関や S マーク認証機関 (UL Japan、TÜV Rheinland Japan) でもメリットを受けることができます。当該機関と協議してください。
11	CMJ 登録制度で適用される規格は？	電気用品安全法技術基準の解釈の別表第一から別表第十二が適用されます。
12	IECEE-CB 証明書は活用できるのか？	CB 証明書付試験成績書を添付することによって、試験期間が短縮され、確認・試験費用の軽減が図られることがあります。
13	CB 証明書を発行できるのか？	CMJ 登録制度への登録に際し、解釈別表第十二による試験を実施した場合は、ご希望により CB 証明書付試験成績書が発行されます。この証明書は IECEE-CB 制度に加盟する NCB (認証機関) で試験結果が活用されます。

	Q	A
14	CMJ 啓発資料にはどんなものがあるのか？	<p>CMJ 啓発資料としては、次の <u>4</u>種類があります。</p> <p>① 「CMJ ご利用のご案内（邦文、英文、中文）」：製造・輸入事業者向けと部品・材料メーカー向けの資料を3か国語で作成しています。</p> <p>② CMJ のパンフレット「活用しましょう CMJ 登録制度」：</p> <p>③ 「CMJ の現状」</p> <p>④ 「CMJ 関連 Q&A」</p> <p>これらの資料は電気製品認証協議会（SCEA）の HP の「CMJ」から入手できるので、ご活用いただきたい。</p> <p>SCEA の HP の URL : http://www.s-ninsho.com/</p>
15	CMJ 登録品に有効期限はあるのか？	<p>CMJ 登録後も毎年フォローアップを実施して継続的に適合性を確認しております。フォローアップを受けている限り、有効期限はありません。</p>
16	現在、どのくらいが CMJ 登録されているのか？	<p>1990（平成2）年4月に CMJ が発足以来、JET と JQA で CMJ 登録制度を実施しておりますが、2017年3月31日現在の CMJ 登録状況は次のとおりです。</p> <p>「一番多いのが機器用被覆電線の難燃性 F マークで <u>2,001</u> 件、次に熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度限度が <u>1,549</u> 件、合成樹脂材料の水平燃焼性 <u>1,303</u> 件、絶縁物の使用温度上限が <u>439</u> 件の順となっており、多少の増減があるものの、最近は減少傾向にあります。なお、登録工場総数は国内外併せて <u>556</u> 社（内、海外 309 社）となっております。」</p>
17	最近の CMJ 登録状況に大きな変化や特徴はあるのか？	<p>① 2013年度から新たに CMJ 登録制度に追加して運用している電源プラグ向け材料の耐トラッキング性（CTI）については、樹脂メーカー6社17件（内海外3社8件）、差込みプラグメーカー9社11件（内中国4社4件）の登録がありました。（2017年3月31日現在）</p> <p>② CMJ 登録を実施してきた CRT については、2014年度で登録数がゼロとなりました。</p> <p>③ 2016年度は新たに 63 件が CMJ 登録制度に登録されています。（2015年度は 74 件）</p> <p>④ 機器用被覆電線の難燃性 F マークについては、家電製品への使用ニーズもあるものの、最近は特に電装部品が多く使用されている自動車からの使用ニーズがあるようです。</p>
18	CMJ 登録品の製品への活用状況はどうなっているのか？	<p>CMJ では毎年登録状況の調査とともに、CMJ 登録品の活用状況についても毎年調査しております。CMJ 登録機関で最近調査した活用状況の結果は次のとおりです。（2016年11月～2017年1月まで3か月間に評価の完了した製品についての調査結果）</p> <p>「特定電気用品 1393 件と S マーク認証製品 487 件を調査した結果、特定電気用品では 28%、S マーク認証製品では 30% となっております。</p> <p>なお、2015年度は特定電気用品 635 件で 31%、S マーク認証製品 823 件で 32% となっております。」</p>

	Q	A
19	2014年1月に技術基準が性能規定化されたが、CMJ登録への影響は？	性能規定化に関連してCMJ登録制度への影響は、現在のところ見受けられておりません。今後の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。
20	現在、経済産業省では品目の大括り化が検討されているが、この動向とCMJとの関連性は？	電気用品の安全規制のあり方として、現在経済産業省で対象品目の大括り化が検討されていることは、承知しております。 この動向を踏まえて、CMJ登録制度もSマーク認証制度も適切に対応していきたいと考えております。
21	CMJ登録制度とSマーク認証制度の一元化の可能性はあるのか？	CMJ登録制度とSマーク認証制度は発足経緯も制度の内容も大きく異なっており、早急な一元化は困難であります。今後とも連携を図りながら推進してまいります。
22	海外事業者でもCMJ登録者になれるのか？	可能です。最近では中国、韓国、台湾などの事業者からの登録が増えています。
23	日本国内の事業者が、海外の工場をCMJの登録工場とすることは出来るのか？	可能です。最近では登録機関が提携した現地の機関（米国、中国、韓国、台湾、マレーシア、シンガポール、タイなど）に工場調査を委託するケースが中心となっております。
24	Fマーク、Kマークとは？ CMJマークと違うのか？	Fマークは機器用被覆電線の燃焼試験、Kマークは機器用被覆電線の耐電圧試験のマークです。CMJマークが制定される前から市場で定着しており、現在でもCMJマークと併用で使用されております。 マークの表示方法は以下のパターンから選択可能です。 (1)燃焼試験の登録 ①「CMJマーク」 ②「Fマーク」 ③「CMJマーク」と「Fマーク」の併記 (2)燃焼試験と耐電圧の両方の登録 上記①又は②若しくは③の表示に加え、各々「Kマーク」を併記  図. 「絶縁物の使用温度の上限値の確認試験：登録番号000AA0000」とFマークの両方の登録を取得した器内配線用電線の表示例